

す。ただ、どういった方法で個人情報を管理するかということはすごく難しい問題でありますので、今、県立釜石病院側と相談しまして、対象患者に対する書面での承諾をいただく必要があるか、相談中です。また違った方向に話はいきますが、次の資料は心筋梗塞の PCI センター搬入までの時間ですが、発症から治療までの目標時間 120 分に対して、岩手県では発症から受診まで 120 分以内にきていない方がほとんどです。発症から CCU までの時間、これをいかに減らせるかということですが、まず日中発症群では心電図伝送、ドクターヘリ、ホットラインを利用することが、時間短縮に有用。夜間発症群では、心電図伝送、ホットラインが有用かと考えます。ただ、初療医療機関を受診するまでの時間もかなりかかりますので、こういったことも短縮させるためには啓蒙活動も大切かと考えます。

③ 亜急性期疾患の対応方法

亜急性期疾患の対応方法に関しては、現行どおり、テレビカンファレンス、ホットライン、電話でのコンサルテーション、診療情報提供書による外来紹介などで遠隔地と連携して対応をしていく方針です。

今後、循環器内科の対応としましては、体重計、埋め込み型 (ICD、CRT-D など) による不整脈イベント、胸腔内インピーダンスなどの遠隔モニタリングなどの導入が有用かも知れないと考えております。まとめになりますが、

- ・ 心電図伝送、ドクターヘリ、ホットラインを利用した病院間転送までの時間短縮が必要
- ・ 12 誘導心電図伝送、i-stroke を利用した、循環器医療過疎地域への診療サポート
- ・ 現存のテレビカンファレンスによる遠隔地との連携
- ・ 発症から受診までの時間の短縮のために、市民公開講座などの啓蒙活動が重要。

以上です。

—質疑応答—

佐藤

ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

循環器医療では遠隔医療もかなり進んでいるよう見えますが、心筋梗塞の発症から受診までの時間において、盛岡医療圏外の方が受診までの時間が短いのはどういった理由でしょうか。

中島

このグラフの調査対象はこちらの CCU に搬送された患者さんなので、こちらの患者の他に、盛岡医療圏外の患者の中にはかなり時間が経ってしまい、CCU に搬送されずにいるケースも考えられ、選ばれた方が対象になっているということで、実際はもっと時間を要していることが考えられます。ここでお伝えしたいのは、病院間転送にかなり時間を要しているということです。

佐藤

岩手医科大学歯科内科分野 中居賢司先生 お願いいたします。

「遠隔医療・災害対応型高分解能心電計の開発と臨床応用」 岩手医科大学 歯科内科分野

教授 中居 賢司

私どもが開発しました遠隔医療対応の新しい心電計についてお話をさせていただきます。

循環器に特化した機器の開発のお話になります。この資料は、アメリカでの心臓突然死を示したもので、アメリカでは新規冠動脈疾患 150 万人、うち心臓疾患による死亡が 50 万人、そのうち 25 万人が院外での死亡ということですので、いわゆる心臓突然死は年間 25 万人、アメリカではナンバーワンキラーであります。

次は日本の心肺停止例の状況を示したものです。先ほどから、循環器のお話がありましたように、生活習慣の欧米化によって、疾病構造の変化があり、心筋梗塞症、脳梗塞症、致死的不整脈による心肺停止が増加しております。日本人の心臓急死例は約 5 万人と報告されております。救急センターでの心肺停止例の約 8 割は循環器系の疾患です。従いまして、循環器疾患の心臓急死のリスク評価は極めて重要な課題であります。我々は、平成 12 年から 16 年に JST 岩手県地域結集共同研究事業におきまして、

64ch 心磁図計（64chMCG）の開発を行ってきました。循環器医療センターの地下に設置しております。この資料は一部を示したものですが、心臓の磁界計測により心筋障害を 3D に解析することを開発してきました。核医学照度の合致も認められる。これについては、すでに国際ジャーナルに報告しております。また、これらの開発において、我々はここに示すような心臓磁界診断装置に関する特許を取得しております。

平成 17 年より、夢県土いわて戦略的研究推進事業の課題として採択されまして、高分解能心電計について産学連携で開発を行ってきました。この資料では、プロトタイプの新しい心電計を紹介しております。ここで重要なことは、プロトタイプ高分解能心電計（DREAM-ECG）は、ベンダーフリーであること、使用する OS は Windows、サンプリングは 2 キロヘルツ、さらに高分解能であることあります。やや細かいお話ですが、この新しい心電計の特徴は、先ほど循環器内科で 12 誘導心電図を用いるお話がありましたが、さらに仮想電極より 187 点に展開しまして、機能図を作成しております。こちらの資料は、12 誘導心電図からさらに新しい 2 次元機能図をつくったもので、再分極過程から、このように健常者、心筋梗塞、あるいは心筋症等の個別の診断が可能になっております。さらに心臓疾患では特に致死的不整脈、ある患者さんでは心室遅延電位という細かい高周波成分が重要ありますが、そういう解説も可能となっております。さらに二次元のこのような表示も可能としております。さきほど CRT という心室細動器療法のお話もありましたが、こういった患者さんでは一催不整脈作用というものがあります。こういった患者においても我々が開発した DREAM-ECG はその患者の致死的不整脈のリスク評価が可能となっております。次の資料は開発の経緯をそれぞれのジャーナルに投稿したものです。DREAM-ECG プロトタイプと製品化モデル我々は産学連携におきましてプロトタイプの新しい心電計を開発し、平成 20 年に薬事認証を取

得し、現在オフィシャルに国内では販売されております。ここに DREAM-ECG の機能をまとめてあります、お手元の資料をご覧いただければと思います。新しい高分解能心電解析装置につきましても国内および、アメリカでの特許出願をしております。

ここに示しましたのは、平時での循環器疾患における医療機器の現状であります。各病院ではもちろんですが、CT、超音波エコー、さらには MRI 等ありますが、我々が提唱する高分解能心電計もその一つになろうかと考えます。これはガイドラインに掲載しております、例えば、致死的不整脈の心電図だけによる評価項目ですが、12 誘導心電図ももちろん重要であります、さらに心室遅延電位、再分極異常の評価であるとか、心波電動解析、そういうしたものも心電図から得られる重要な情報の一つとなります。今日お示しましたように、新しい心電計（DREAM-ECG）は、急性期の心筋虚血の評価が可能である、不整脈の誘因となる心室遅延電位の評価が可能である、さらには再分極の異常である QT dispersion、あるいは T wave alternans の解析も可能であり、さらに妊婦あるいは胎児の心電図記録も可能となっております。昨年 3 月 11 日には東北地方では大きな被害がもたらされました。岩手医科大学でも被災地でも病院機能が破壊したわけであります。現在、取り組んでおりますのが、科学研究費の基盤研究におきまして、遠隔医療さらに災害医療に対応できる多機能心電計を開発しております。左側は既に設置されております汎用型設置型 DREAM-ECG であります。この機能は先ほど申し上げましたとおりでございます。さらに現在開発中のものは、ここにハード構成としましては、PC 型の多機能心電計であります。重要なことはベンダーフリーであるということであります。現在このソフトウェアは、岩手医科大学が独自に開発したものであり、Windows 上で動くということがもっとも重要なことであります。12 誘導心電図あるいは先ほど申しました種々の指標？が可能となっております。次の資料で示しますのは、従来の心電計と新し

い心電計の特徴についての比較であります。

| カテゴリー | 従来の心電計 | 新しい心電計 |
|-----------|----------|----------------|
| 設置場所 | 病院内 | 院内・屋外内 |
| 災害時 | 使用不可 | 使用可能 (ソーラー) |
| 電源喪失時 | 使用不可 | 使用可能 |
| インターネット接続 | 不可 | 可能 |
| モバイル転送 | 不可 | 可能 |
| 基本 OS | 個別（会社ごと） | Windows7以上 |
| データ保存 | 個別データ | Raw データ |
| 解析新規性 | なし | あり |
| タブレット | 不可 | 可能 |
| PC閲覧 | | |

このようにベンダーフリーであることや、さらにデータ伝送も可能となっており、さらに解析の新規性も従来の心電計に比べ、いくつかの新しい解析も可能となっております。これはあくまでも医療情報、あるいは、ネットワークが完成されたのちにこういった機器の一部はモダリティの一つとして使用が可能だろうと思います。現在我々が用いていますのは、Windowsを用い、データにつきましてはRawデータ、あるいはPDFでの転送も可能となっております。将来岩手医科大学に設置する解析センターにサーバーがあれば、そこからの遠隔医療が可能になるだろうと考えられます。さらに院内ではPCでの閲覧も可能であり、重要なこと電源喪失時にも少なくとも20時間以上現在動くシステムを構築しているということです。以上ですが、紹介をさせていただきました。ご清聴ありがとうございました。

一質疑応答一

佐藤

以上ご質問ご意見などありますでしょうか。この心電図計の読み方はかなりトレーニングが必要なわけでしょうか。

中居

ありとあらゆる疾患がありますが、少なくとも急性心筋梗塞、致死的不整脈等、比較的、視覚的にビ

ジュアルで誰でも読めるようにしたのが、この心電図計の特徴であり、さらに、たかが心電図計ですが、いろいろな情報が読み取れるということで利用できればというふうに考えております。

中居

従来の心電図が1902年、作ってから100年経っているわけですが、心拍変動から12誘導心電図、脱分極異常である心室遅延電位、再分極異常であるQT dispersion、そういう情報があるわけですね。高分解能心電計DREAM-ECGは一台で同一記録からそういう情報すべて、最近では心房の解析も可能。ですから、最近では救急あるいは、初期の循環器の診断の一助にはなるのではないかと思われます。もちろん循環器の本道は救急医療における治療が重要でありますが、第一線にくるものであり、重要なことは岩手県発、しかも産学連携の開発の機器でありますので、地域に役に立ち、なお地域の産業にも少しは役に立てればいいかと思っています。

佐藤

原価はどのくらいでしょうか？

中居

ソフトウェアは岩手医大の治療圏ですから、薬事だけの問題をクリアできれば、かなり安くできると思われます。

総合討論

小山

それでは、総合討論に移らせていただきます。座長は、岩手県医師会副会長の岩動孝先生にお願いいたします。基調講演から各論まで通して進行をお願いいたします。

岩動

総合討論ということで、座ったままで失礼いたします。まず、基調講演の常川先生、追加等ありますでしょうか。

常川

細かなデータを詰め込み過ぎて恐縮でしたが、現状の再確認をしながら拠点間病院の連携について検討していくべきだと。ただし、齊藤技師長のプレ

ゼンでもありましたけれども、物ありきではなく、標準的なものを使っていくことが肝要かと思います。

岩動

個別のお話を伺っておりますと、各専門領域でそれぞれ別々に開発をしているという印象で、それこれがお互いに連絡できるであろうかということが今後の問題になってくるのではないかと。

また、遠隔医療のことでは、一つは、たくさん的人に利用してもらいたいという反面、セキュリティ等個人情報を考えた時に相容れないことをクリアしながらやっていかなくてはならないという大きな側面があろうかと思います。遠隔医療がはたして医療として認められるのかということも大きな問題として挙げられると思います。それぞれの先生方、ご追加等ありますでしょうか。

それでは、ないようですので、私の方から提案などお話を引き出したいと思いますが、中居先生のお話の中にもあった、電源がダウンした場合どうするのかという大きな問題がありますことと、もう一つは、オンラインの場合だと、ラインがなくなった場合どうするのかということもありますし、オンエア（いわゆる電波）を使った医療テクノロジーができるないかというような。そうなりますと、モバイル、携帯電話などいろいろなことが考えられます。例えば、iPad を利用したシステムなど開発できればと考えておりました。素人としては、いずれにせよ、使いやすいものがあって、しかも利用できればと考えます。

何かそのあたりのことで、ご意見等ありませんでしょうか？もう一つの視点から遠隔医療ということで、岩手医師会立の陸前高田の診療所間を専用回線で結んでおりまして、皮膚科医療の実証実験が行われておりますが、せっかく遠隔医療のルートができておりますので、皮膚科以外でも各科領域で何か活用して、できるような実験、例えば、岩手医科大学総合情報センターで情報をコントロールして実験する等、アイディアがあればとお話を聞きしな

がら考えておりました。何かございませんでしょうか。

田中（医大）

オンエア（電波）を使うというなんですかでも、今回の震災では電波の基地局も災害に遭いましたので、震災前後では遠隔医療のあり方も分けて考えたほうがよいのではと考えます。ワイヤレスが発達してきましたから、それを利用するというのは一つの今後の発展性にいくと思いますが、ここは規格をどうしていくかという問題があります。もう一つは、総論と各論の間にギャップがあるなと感じました。

まず、NTT の常川先生に伺いたいのですが、標準化の技術を使っていくべきだということですが、お話を聞きながら最大公約数的な考え方で進めていくとのことでしたが、SS-MIX の話も出ておりましたが、HL7 だとかの標準化の話は、もう 15 年以上も前からされておりまして、まだこのレベルにしかきていない現状があります。現状と今後の発展を考えた場合、我々はどういった立ち位置で標準化を進めていったらいいか、簡潔に教えていただければと思います。

常川

今のご質問で HL7 はかなり歴史も長く、アメリカから進められていて、日本ではどうかというと、日本の標準の形式はアメリカに合っているかということ、日本版 HL7 ということで、かなり苦労がなされておりますし、決まっていないものをだからといってそのまま非標準でいいのかというと、それは違うと思っておりまして、最大公約数というと悪いイメージもありますが、できるところからやるというものが現実的かなと思います。できるところは地域、地域によって違っていて、エリアが狭い地域なのか、県域なのかということで違ってくると思います。特に、岩手発というところは、岩手県広域でやっていくということがポイントで、広域は広域ならではの HL7 のどこを決めるのかということで議論から進めていく場が必要かと思います。そこを抜かすと、永遠に何も決まらないということで、永遠に拠

点間の連携の実現へ向かっていかない、こういう回答で申し訳ありませんけれども、よろしいでしょうか。

田中

お話の中で、ベンダーフリーということがキーワードになっていると思われますが、今度は現実的なところで、技師長の齊藤さんへお伺いしたいのですが。我々はそれでも動いていかないといけない。ベンダーの中ではなかなか標準化ということが進んでいない現状にあって、今回の導入でどういうふうにしていくのか、データをためていくこと自体は非常に簡単なのですが、電子カルテもそうですが、データがどこに入っていて、どこと連携して、どうつながっていくかは非常に不可解な状況になるというデータマイニングが非常に困難な状況ですので、その辺の見通しを今のシステム構築で考えた場合、どのようなビジョンをもってらっしゃるかお聞かせ願いたいと思います。

齊藤

先生からの内容は我々も常に悩んでいる内容で、大変困っている状態です。ベンダーフリーにしたいという思いはありますが、なかなか脱却できないのも現状です。そこをどうしていくのかということは、常に悩まざるを得ないということで、明確な答えは現段階では、お話できないわけで、今の標準化の中でできるだけのことをやるしかないのかなと思っています。

情報の場所に関してですが、情報をどういうふうに整理していくかというとですが、SS-MIXにしてもSS-MIX2にしてもアップコンパチビリティがないと微妙なところもありますが、そこをやるためにには、情報をきっちり保管しておいて、ソフトウェアでそれらに対応する形にしないとアプライアンスでやってしまうと大変なことになるので、そこは当分の間は、ソフトウェアを作つて、変換するなどして、対応していかざるをえないかと考えております。答えになっているか微妙ですが、申し訳ありません。

小野寺

シスコシステムの小野寺と申します。私の立場でお話を申し上げさせていただきます。一つ整理させていただきますと、ベンダー、いろんなソリューションを持たれている会社さんは自分たちのシステムを使っていただきたいわけで、そういう意味で独自の機能ですとか、新しい機能を作っていくのですが、ただ、ないものは仕方がないというか、これはどうしても必要というのは確かにそうなってしまうのと、一つのポイントは、少なくとも、インターネットという通信インフラがこれだけ標準化された現在でいうと、通信プロトコルの部分と言語のレベル、例えば、マシン to マシンでコンピュータが会話する部分はエクセルフォーマットという標準がありますので、ある程度、ベースラインを決めていただくことが一つ大切かと思っていまして。もう一つは、研究者のなところの視点で申しますと、この一つが決まると、繋ぐ部分とデータ共有部分の標準化は変換することによって、総合共通化というのは可能になるといえるかと思います。ベンダーの視点で申し上げますと、なぜベンダーから離れられないのかというと、運用と保守サポートの部分が必要となってくる部分で、やはり単純に標準化というところからベンダーフリーというところが抜けられないのかなと考えております。

田中

今のお話を聞きして思ったのですが、ある程度の標準化というのは、技術的な指標は通信プロトコルを含めてあるのですが、今、医療情報を扱うに当たって、データベースの階層ですか構造が全く標準化されていないくて、システムの中に入った時に分散してしまって、どのデータベースが一体マスターになるべきものなのかというのが、実はない状態です。情報がアップデートされたときに、本来アップデートされるべきデータと連携されていなかったり、見に行くところを間違ってしまうと変なことになってしまい、あるいは、特定のアプリケーションがないと見ることができないしくみになっていた

り、複雑になっています。そこが標準化されることが求められていると思いますが、今までの話を伺うと、現実的にはもっとアプリケーションレベルでの標準化が必要かと個人的に思っております。

岩動

最初に大きな設計図を描いて、その中のルールに沿って、設計開発を行っていくという姿勢をもつていいないと、枝葉末節でいろいろ便利なものを作るけれども、お互いに別々のものを作つて、互換性がないということは非常に不幸なことだと私などは思いますが。このことを含めて何かございませんでしょうか？

小山

小野寺さんのディスカッションがオープンな環境でされているのは、実はこれまであまりなかったのではと思います。NTT をはじめ、IT 企業は、自分たちの技術の中での議論が従来は多かったのではないかと思います。この協議会は、準備を進めさせていただいて再確認しているのは、現場で働いている方のニーズと技術との乖離が大きすぎたということで、そのための協議の場がこの班会議であり、それから準備しています岩手県の連携協議会だと思っておりますので、ベンダーの方々もそれを繋ぐ NTT の技術、知識も、また忘れてはならない法的なディスカッションも不足しがちになりますので、それも含めて岩手県の連携協議会のテーマとしていただきたいと思います。全体と個別のテーマが大きくかい離しているというのは前回、今回とも、明らかなわけで、それが現状であつて、その状況を前提として協議会が進んでいくのではないかと思います。学長からもお話をいただきますけれども、医療連携、遠隔医療も個別化で今までずっときたと。あるいは縦割りできたということであつて、今日お話をいただいたものを統一しなくてはいけない。それが本来の医療のニーズであるということだと思います。実際各地の小さな事業をみていましても、岩手県、これだけの規模、しかもいろんなベンダーがすでに入っている中でやつていこうというのはな

いわけです。岩手医科大学としても、実はそれぞれの講座が何をやっているのか、それぞれの研究領域をこの場ではじめて知ることもあるという内情があります。各講座がそれぞれ独立した医療連携をしてきたこともありますので、岩手県全体として進めていきたいということが、事務局からのお願いでございます。

小川

今日、議論いただいたところは大変重要なところで、技術的な標準化は、極めて重要ですけれども、実は、電子カルテシステムでも国全体で標準化されているところはイギリスしかありません。イギリスは、国が決めたシステムを各病院が利用しているわけで、ですから同じ標準化された電子カルテシステムしかない。今、アメリカでは保健医療のコンソーシアムの時代に入っていますから、各企業の中で数千の病院を抱え、その企業の中でだけは標準化されているけれどもほかの地域とは行き来はできない。日本においては、もっとひどくて、例えば、県立病院の中でも標準化されたシステムを使っているわけではなく、同じ県立病院なのに、同じ電子カルテを使えない、同じ言語で話せない、そういう状況です。それらはこの中に改善していかなくてはならないことだと思います。

遠隔医療に関しては、今まで日本の国は多額の投資をして、通産省、厚生労働省、総務省等が各県にいろんなハードを作っていました。ハードを作つてはきたけれども、今現在動いているのは、岩手県とあと数県（中国地方、四国一部、長崎県くらいかな）だけで、予算を投じてきたけれども、ほこりをかぶっているというのがほとんどです。

岩手県医療情報ハイウェイという形で、大学と基幹の県立病院の中で連携がハードウェア上ででき、使われてきたわけです。ただし、カンファレンスと一緒にするという教育と医療支援だけで、それから澤井先生がやっているような病理診断という、診断支援だろうと思いますが、そういう意味でも支援しかなかつた。厚生労働省の方は、医政局は遠隔医療に

関してハードルを設けているわけではありませんというわけです。ところが、保険医療をやろうとなつた時に、今度は医政局ではなくて、保健局です。保健局では対面診療しか認めておりませんので、遠隔医療で保険診療するのは駄目だと。厚生労働省の中ですら違う見解をもつているわけです。これを突破できるのは、岩手医療モデルで、みなさんが努力して下さること、この班会議ではないかと。もう一つの方法としては、復興特区として岩手県だけを取りあえず対象にして遠隔保険診療を認めてもらうとか、さまざまな方法はあろうかと思います。これからその知恵を岩手県とも相談しながら、皆さんとも相談してやっていかなければならぬと思っております。

今日、お渡しました斎藤技師長の2枚目の資料にあります、左の青いところが文部科学省部分で、真ん中の部分が今までやつてきた厚生労働省と県ががんばってやってくれた医療情報ハイウェイの部分になります。そして、右側は、地域医療・災害医療情報連携システムの中でも、足回り回線、診療所、在宅あるいは福祉施設とどう繋ぐかは手付かずで、結局沿岸部の各地方自治体にまかされた部分もございます。これを標準化し、各地方自治体にお願いをしておかないと、将来出来上がつてしまつてからではとんでもないことになってしまいます。そういうことからも、この会は極めて重要な役割であります。ただ、すぐにすべてできるわけではありません。まして、在宅、福祉施設で電子化されているところはほとんどありません。ということは、一つ一つ復興していく、あるいは、山間部でやつてあるところで電子化していくときにつないでいくしかないわけです。

将来的には、できれば沿岸部でもどこでも、岩手医大から、例えば岩手県の各地区に医師を派遣すると、往復6時間。医師を間に合う分だけ用意しようとしても間に合わないわけです。また、現地に患者がいるかというとそうでもない。過疎地ですから。したがつてそういうところを効率よくやらなければ

ばならないわけで、構築には時間がかかるかと思いますが、私がイメージをしているのは、このようなことです。例えば、患者が何かを発症→診療所にいく→そこでデータが県立病院にいく→手におえなければ、医大へ→大学病院で手術→基幹病院に戻り→診療所へ→在宅というふうになったと。一人一人のデータの蓄積で遠隔医療が広がっていくのではないかと考えております。そういう連携がもしできるとしたら、全国の中では岩手モデルでしかできないと思いますから、そういう意味で皆さんがそういう気持ちを持って進めていっていただきたいと思いますので、今後とも宜しくお願ひいたします。

小山

それでは閉会のご挨拶を澤井先生お願ひいたします。

閉会の挨拶

澤井

今日は長い間、お疲れ様でした。ハードからソフトまで様々な問題が蓄積しているということがよくお分かりになったと思います。

岩手モデルとして質の高いものを構築して全国に発信していくことが目標でありますし、こうしたディスカッションをしていくことが学生の育成等を通しながらレベルを上げていくことが大切と考えます。

第1回、2回班会議を通して、様々な個別的な問題を提起していただいたところで、あとはこれをどういう形で連携させていくかということは、皆さんに頑張って努力していただいて、11月22日でしたか、その時にはそれらの問題について成果がでているよう期待するとともにさらに協力をお願いして終わりにしたいと思います。本日はご苦労様でした。

小山

どうもありがとうございました。

外で、先ほど中島先生がおっしゃっておりましたiPadを使っての医療連携のデモンストレーションがありますので、お時間ある方はご覧になってください。

NTT

研究課題：遼遠医療を実施する拠点病院のあり方にに関する研究
(課題番号:H24-医療-指定-049)

第2回研会議
岩手県域における拠点病院間連携のための
『医療情報連携基盤』構築の意義とその要件
2012年9月27日
日本電信電話株式会社
研究企画部門
常川 晴

Copyright (c) 2012 日本電信電話株式会社

日本の医療の現状

【日本の医療を取り巻く状況】

- ◆少子高齢化の進展
 - ・5人に1人が高齢者
 - ・全人口中65歳以上 23.2% (2011年現在)
 - ・高齢者21%以上の状態「高齢化社会」
- ◆保険者の確認
 - ・健康保険組合の9割が赤字
 - ・1,460のうち59組が赤字
 - ・毎年20組程度が赤字
- ◆医療機関の破綻
 - ・地域中核病院の9割が赤字
 - ・2,700のうち700組が赤字
 - ・診療所の5割が赤字
 - ・99,000のうち55組が赤字

【医療の現場】

- ◆対応医療機関の不足
 - ・高齢化社会を背景に合併症を伴う手術の増加によりこれまで以上の高い専門性
 - ・医師不足、財政面の問題により地域中核病院の倒産増加
- 中長期的には、関東エリアが大変深刻な状況になる
- では、震日本大震災の被災地の状況は?

Copyright (c) 2012 日本電信電話株式会社

日本における高齢化の状況

①年齢別医療費(費用にかかる割合)
②地域ブロック別にみた高齢化の進展度合い

Copyright (c) 2012 日本電信電話株式会社

岩手の状況

◆人口動態

- 医療災害から被災沿岸部(特に3地域)の高齢化率は非常に高かった(全国平均の推定値の、2025(15年後):30.3%を上回る)
- 震災後は被災沿岸部からの転出率は高く、特に年齢層は就労年齢帯の15~64歳の層が多いが、高齢化率は横ばい
- 一ノ関、盛岡は転入超過で人口増

◆医療保健の状況

- 医療施設の復旧状況は県全体で98%、気仙医療圏で82.6%(H24.6)
- マクロ的には医療施設、高齢者福祉施設の復興状況は順調のように見える。人的リソースを含めた支援も重要な要素(UMAT、被災地研修プログラム運用モデル事業等より支援)。
- また、被災前からの医療・介護連携の取組みは、震災後に連携体制が崩れ中断しているケースも見られる。
- 被災沿岸地域の入院患者数は被災前に比べ減少傾向。外来患者数は拠点病院と周辺医療機関の被災状況等により逆増の差異がある(宮古・気仙が増加、釜石・久慈は減少)
- 被災後には、仮設住宅の立地条件等、住民の食生活環境の大きな変化があり、医療介護現場(環境)の状況は厳しい。

Copyright (c) 2012 日本電信電話株式会社

岩手県の人口推移と高齢化について

◆推定掛合人口

- 都道府県別掛合人口においては、今後岩手県では人口が減少し続ける一方、年齢別人口構成では60歳以上が増加傾向。2030年(44年)から老々人口は減少に転じるとされているが、高齢化率は上昇し、健診最終年の2015年(47年)には35歳以上の割合が37.0%、うち75歳以上の割合が23.8%になると予測される。
- 平成47年には県民の約2人(8人に)が高齢者。また、高齢者一人を世帯人口(15歳から64歳)の約1.4人で支えるという、全国平均を上回る高齢社会の実態が予測されている。
- ※高齢社会:高齢比率 7%~14%、高齢社会:約 14%~21%、超高齢社会:約 21%

Copyright (c) 2012 日本電信電話株式会社

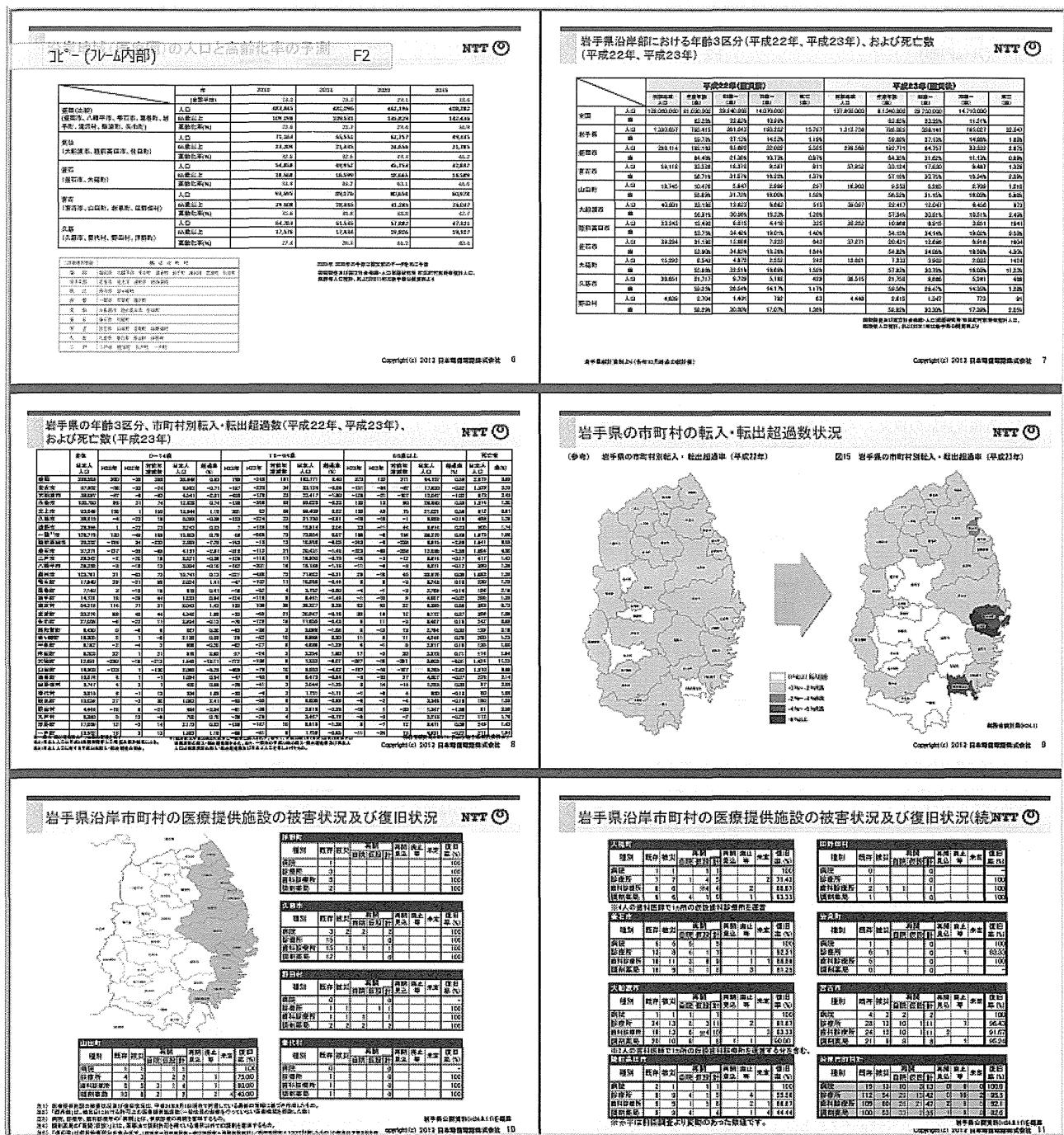
岩手県の人口推移と高齢化について(続き)

◆平成22年国勢調査による岩手県の人口構成

- 平成22年国勢調査における岩手県の年齢別人口割合では、高齢者の割合が27.2%となり、岩手県は既に超高齢社会であるといえる(なお、平成22年総務省人口推計における高齢者の割合は、27.3%、岩手県公表では、27.2%)。
- 岩手県の高齢化率は全国平均の23%を大きく上回り、東北では秋田県(29.8%)、山形県(27.6%)について3番目に高いものになっている。

Copyright (c) 2012 日本電信電話株式会社

平成 19 年度岩手県の年齢別人口
Copyright (c) 2012 日本電信電話株式会社



震災被災状況(2011年3月11日) 北陸・東北・関東地方の医療機関の状況(震災直後)

岩手県沿岸部の医療機関再開状況

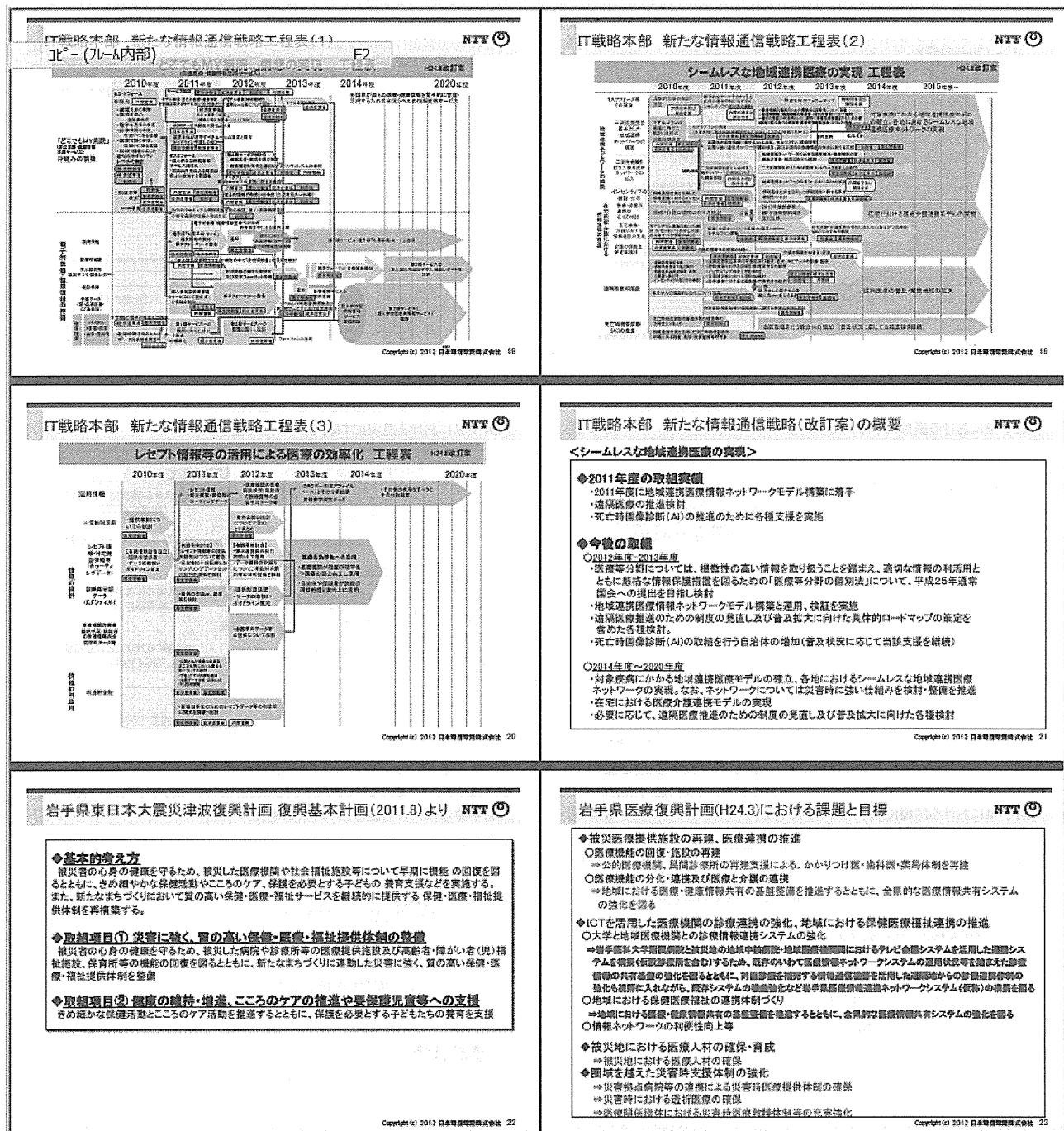
被災後ににおける入院・外来の状況

高齢者福祉施設の被災及び復旧の状況

医療分野における重点施策(IT新改革戦略)

医療分野のICT化トレンド

医療の情報化政策について(経緯)



復興後の医療IT体制の基本方針 NTT (C)

F2

■ 基本概念:

- 「地域包括ケア」とそれを支える情報連携体制の推進
- 東日本大震災復興構想会議が発表した「復興への提言～悲惨のなかの希望～」(6月25日)において以下のように記載。
 - 「保健・医療・介護・福祉・生活支援サービスが一括して提供される地域包括ケアを中心とした体制整備を行う」(p14)。
 - 『情報通信技術などを活用し、保健・医療・介護・福祉の連携を図るとともに、今後の危機管理のためにカルテ等の診療情報の共有化が進められねばならない』(p14)。
 - 『さらに、行政はじめ、医療、教育等の地域社会を支える分野のデータが震災により流失したことを踏まえ、これらの分野において、情報の一層のデジタル化を進め、クラウドサービスの導入を強力に推進すべきである』(p25)。
- 「災害に脆弱な地域医療IT体制」の構築
 - 単なる復元ではなく地域医療復興計画に基づくIT体制
 - 高齢者・過疎・医師不足を解決する地域包括ケア

(地域医療情報連携基盤・医療情報連携体制復興計画より)
Copyright (c) 2012 日本電信電話株式会社 24

復興後の医療IT体制の基本原則 NTT (C)

NTT (C)

◆復興後の地域医療計画に基づく情報連携体制
O「復興後の地域医療計画(医療施設の機能分担／根絶別病床数等)」に基づいた地域医療の情報連携体制

◆地域階層的な医療情報連携の実現
地域各レベルの実現目標に対応した地域包括ケア情報基盤
O地域包括ケア実現のための情報連携体制を以下の階層に区分

- ①県域
- ②(試行)医療圏域
- ③町村域
- ④各レベルでのニーズに合わせた「細やかな」情報連携体制の実現

◆災害につよい医療情報連携体制
O情報デジタル化、共有化、バックアップ体制の充実

地域医療情報連携基盤会議会議録 第2回 中核会議「医療情報連携は復興計画に取り組む」より
Copyright (c) 2012 日本電信電話株式会社 25

→

○復興後の地域医療計画に基づく医療IT体制
○医療・介護・生活支援を一元化した地域包括ケア
○「災害に強靭な」医療情報連携

Copyright (c) 2012 日本電信電話株式会社 26

岩手県における医療ICT導入について NTT (C)

NTT (C)

◆医療等情報の電子化やICT導入の狙い
 O医療資源の効率化・平準化
 O医療の質向上
 O災害時対応
 O県民の健康福祉のための情報利活用
 O医療経営へのフィードバック

⇒OICT利活用による状況共有の促進
 O地域包括ケアへの対応体制
 Oクラウド化による災害対応

⇒O日本の医療のICT化は、効率化と医療現場の質の向上が中心
 Oアウトカム評価／エビデンスの検証はこれから

Copyright (c) 2012 日本電信電話株式会社 26

岩手県における医療ICT導入について(続き) NTT (C)

NTT (C)

◆後方支援医療機関・内臓部医療機関へのICT導入に関する
 OICT導入の進度が比較的高い普及度も高い
 O沿岸部への支援が課題(遠隔医療の高度化／情報共有)
 O個別システム間の情報連携のニーズ
 O病院機能分化の促進と医療機関間情報連携のニーズ
 Oより質の高い差異化した医療提供ニーズへの対応
 ⇒医療機関間システム連携機能の導入

◆沿岸地帯の医療機関へのICT導入に関する
 O地域や施設固有のニーズに対応した医療連携は必要
 OICTシステム選用機会確保や運用習熟度の差異
 O導入システムに関し、施設毎の優先順位の差異
 O医療支援／応援や特例措置は時限的(県の医療復興計画や地域医療推進計画)
 O地域包括ケアへの対応は地域に依らず直営部署
 O人口動態の現状に対応した施策が必要
 ⇒県基盤のICT導入による電子的な情報連携から着手
 ⇒介護(在宅)系との連携支援としてICTを導入

⇒O復興期間中に抜本的な対応策を打つことが必要
 Oさらなる高齢化や医師不足が進む前に対応すべき施策がある

Copyright (c) 2012 日本電信電話株式会社 27

岩手県における医療ICT導入について(続き) NTT (C)

NTT (C)

◆ICT導入のための指揮体制について
 Oステークホルダ間調整の場とリップツンによる指揮命令系統の確立の為の会議体として協議会を設立して推進
 Oボランティアベース(サロン)の初期検討段階から組織ベースの比較的大規模な運営体制へのスムーズな移行が推進
 O医療の場合、関わるステークホルダー((県、地域の自治体、医療機関、各種施設、団体等)が多様のため調整事項が山積になり、問題発生時の状況になりがち
 Oゴールの設定・再確認が必要(全体最適と個別最適のバランス)
 O推進に際しては、プロジェクト管理の専門家も務することがベター

⇒O人と仕掛け(ICT)が一体となり、岩手県の医療復興・再生を目指す
 O他県における地域医療連携のICT導入事例からも、ICT導入成功の鍵は協議会等の組織運営にあり

Copyright (c) 2012 日本電信電話株式会社 28

岩手県における医療ICT導入の考え方 NTT (C)

NTT (C)

◆ICT導入の基本方針として情報連携基盤の整備と地域のニーズやICT化の進度に合わせたアプリケーション整備の方針を策定してはどうか?
 O内臓部(主に支援側)
 - 診療・検査情報を加えて診療情報と合めた連携の高化
 - 病院機能分化による連携の促進

⇒O被災沿岸部既存医療機関との連携
 O県各レベルの情報収集・伝達(医療別連携NW開設等含む)

⇒岩手県広域(県全域)医療情報連携基盤

O患者登録(主に受取側)
 - 携帯・検査情報を中心の情報共有による連携体制の構築
 - ケア連携指数(自治体・民間)との連携システムの導入
 - 連携体制として基幹庫、オーナリング情報(地方情報等)のバックアップ

⇒O患者登録・情報収集の効率化
 O医療・介護連携(医療・介護連携)
 O医療支援ノットワーク連携医療機関との連携

Copyright (c) 2012 日本電信電話株式会社 29

岩手県域におけるICT導入の考え方(まとめ)

NTT ④

◆今後の沿岸部のICT化進展により、差異の解消も期待できるため、以下のような要件を満たす情報連携基盤整備計画を検討してはどうか?

- 既存システムとの共存・接続性を保つ
- マルチベンダー対応で、高い汎用性・拡張性を有している
- 標準規格に準拠と互換化データの取り扱いで協議会において仕様策定
- 災害時に対応している
- 持続可能なモデル

◆基盤整備に当たっては段階的に実施

○標準化への対応、広域連携システムの抜強
○地域情報化進展度の解消、広域連携の範囲拡大(1次～2.5次／3次(後方支援病院)間の広域連携への拡大)
○医療介護連携等への拡充

○拠点病院／広域医療連携
⇒県全体で実施
○地域医療連携
⇒医療機・コミュニティ単位の進度実施

Copyright (c) 2013 日本電信電話株式会社 30

岩手県域におけるICT導入の考え方(まとめ)

NTT ④

◆連携基盤の整備と地域のニーズやICT化の進度に合わせたアプリケーションを整備

○沿岸部

- ・医療・検査情報が中心の情報共有による連携体制の構築
- ・ケア開拓窓口(自治体・医師)との連携システムの導入
- ・災害時対応として対応策、オーディオ情報(魅力情報等)のバックアップ

○内陸部

- ・医療・検査情報に加え移住情報を含めた連携の高度化
- ・病院機能分化による連携

◆沿岸部のICT化が進展することで、ICT化の差異の解消も期待できるため、以下のような要件を満たす情報連携基盤整備を進める

- ・既存システムとの共存／接続性を保つ
- ・標準規格に準拠と互換化データの取り扱い(協議会において仕様策定)
- ・高いセキュリティを具備
- ・災害時に対応している
- ・持続可能なモデル

◆笠置に当たっては優先順位を付けて段階的に実施

- ・標準化への対応、広域連携システムの抜強
- ・地域情報化進展度の解消、広域連携の範囲拡大(1次～2.5次／3次(後方支援病院)間の広域連携への拡大)
- ・医療介護連携等への拡充

Copyright (c) 2013 日本電信電話株式会社 31

県全域に跨る地域医療連携のイメージ

NTT ④

Copyright (c) 2013 日本電信電話株式会社 32

広域・包括的な連携医療を目指す

NTT ④

Copyright (c) 2013 日本電信電話株式会社 33

広域な地域医療連携におけるICT導入に関して

NTT ④

◆技術的要素

- さまざまな既存IDの共存・階層化と階層別IDの付与
- 認証連携・情報流送、アクセス制御
- 標準フォーマット・コードの策定と運用
- 電子化された医療情報の安全管理
- 災害対応
- 県全域規模のスケールと共通的機能の基盤化
- 他社会基盤システムとの連携
- 持続的サービス提供

◆運用・制度的要素

Copyright (c) 2013 日本電信電話株式会社 34

広域における医療情報連携のポイント

NTT ④

◆拠点病院間の接続

- ・大規模な拠点間接続ネットワークとID管理
- ・医療情報の分散管理と集中管理(たとえば、拠点病院域内には2次医療圏の医療情報を蓄積・管理、基盤上には連携／バックアップデータを蓄積・管理)
- ・拠点内には既存の独自仕様のシステムが存在するが、拠点間接続時には標準仕様で接続(フォーマット、コード、各種プロトコル等)

◆安全に住民の医療情報を保存・管理

- ・セキュリティの脅威や災害時に対応
- ・長期に渡る医療情報の電子的保存の要件(真正性、見読性、保存性)を担保

◆他社会基盤システムとの連携

- ・自治体との連携等、関連するIDとの連携
- ・自治体や保健者が保有する情報連携基盤／システムとの親和性

Copyright (c) 2013 日本電信電話株式会社 35

参考までに、下記はNTTの資料です。

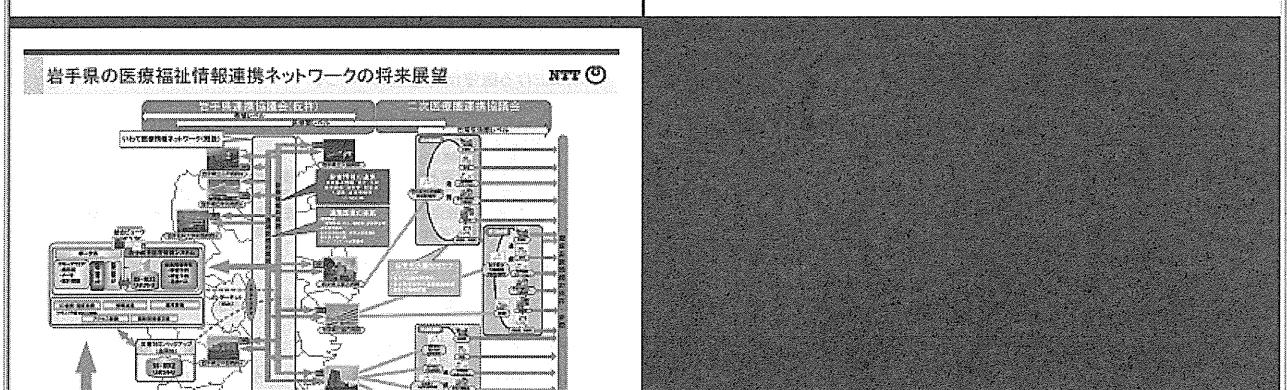
参考までに、下記はNTTの資料です。

参考までに、下記はNTTの資料です。

参考までに、下記はNTTの資料です。

参考までに、下記はNTTの資料です。

参考までに、下記はNTTの資料です。



研究課題・地域医療を実施する既存病院のあり方に関する研究

ヒューマンアシスト技術（第4回）
ヒューマンアシスト技術（第4回）

ヒューマンアシスト技術（第4回）

F2

第2回会議

岩手県における既存病院間連携のための
『医療情報連携基盤整備の意義とその要件

別紙

2012年9月27日
日本電信電話株式会社
研究企画部門
常川 暉

【別紙1】 医療の情報化政策について(現状)

「新たな情報連携技術教科書」(改訂案)
◆シームレスな地域連携医療の実現

【別紙1】 医療の情報化政策について(現後)

「新たな情報連携技術教科書」(改訂案)
◆シームレスな地域連携医療の実現

【別紙2】 システムアーキテクチャの考え方

■ ホットワークを構成するシステムアーキテクチャには、標準化プロトコル及びデファクトスタンダードを積極的に採用し、ベンダーフリーでオープンなホットワークシステムを実現する。

①標準コード:HL7、HOTコード、ICD10等
②情報交換:HL7、DICOM等
③認証文書:HL7CDA,R2等

■ 医療情報連携アーキテクチャ

・ 総合診療情報アーキテクチャ（診療記録／検査結果）
・ 総合薬剤アーキテクチャ（薬剤管理／レジスト等）
・ 遠隔医療アーキテクチャ（撮影／看護／管理／モニタリング）
・ 患者ID連携
・ 説明解説
・ SAML2.0／ID-WSF2.0
・ ユーザ認証基盤
・ データ正規化ストレージ（分体型／集中型）
・ 錆痕情報
・ バックアップ
・ Virtual Private Network
・ セキュアネットワーク
・ 固定ネットワーク
・ モバイルネットワーク

【別紙3】 既報情報化TF会議資料 (H24.6.より)

■ 「標準的なアーキテクチャ」の概要

本作業部会では、各二次医療圏レベルの地域連携ネットワークが存在することを前提とした上で、二次医療圏レベルにおける外部情報連携ゲートウェイを設置するため設立されることが可能なシステム上の機能及び構成を「標準的なアーキテクチャ」位似付け、地域連携ネットワーク両国でオンラインで実施する際の技術面においては以下の3項目について検討を行った。

I 二次医療圏レベルのネットワークにおける外部情報連携ゲートウェイ
II 二次医療圏レベルを超えた連携における連携のハブ機能
III 二次医療圏レベルを超えた連携における地域連携ネットワークのバックアップ活用

【別紙3】(医療情報化TF報告書 (H24.6) より)

I (フレーム内部) 関連連携ゲートウェイにおいて採用すべしE2

外連接連携ゲートウェイにおいては、他の地域連携ネットワークと連携するために、厚生労働省医療情報化をめざす医療機関の連携ルートの実現的な形式(マスター、フォーマット等)を定めておられるものについては、それを直接採用して実現することが重要である。また、ユースケースに応じて地域連携ネットワークの運営主体が各自に適切すべき項目として外連接ネットワークとの接続方式、リガクリの有無が挙げられた。

標準化の参考
他の分野連携ネットワークと連携するために、厚生労働省医療情報化をめざす医療機関の連携ルートの実現的な形式(マスター、フォーマット等)が定められておるものについて、それを積極的に採用して実現することが重要である。

| 種別 | 必要な規格 | 基準 |
|--------------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 外部連携データ送受信方式 | 医療機関間連携データ送受信規格 | 医療機関間連携データ送受信規格の仕様上に沿って実現するか 医療データを転送する 医療機関間連携データ送受信規格を採用するか 医療機関間連携データ送受信規格に準拠して実現するか |
| リガクリの実現 | 医療機関間連携規格による接続 医療機関間連携規格による接続 | 医療機関間連携規格による接続 医療機関間連携規格による接続 |

【別紙3】(医療情報化TF報告書 (H24.6) より)

I (参考) 厚生労働省「保健医療情報分野の標準規格として認めるべき規格」の一覧

| 規格名 | 規格名 |
|---------------------------|------------------------------------------------|
| HIS/MS 無題 | 検索規格名 |
| HIS001 医療マスター | 医療IDコードマスター |
| HIS005 荷物料品マスター | ICD10HCJ標準品名マスター |
| HIS007 症状への対応規則 | 患者診察評価評価及び電子カルテ規則書(症状への対応規則) |
| HIS009 住院持続渡患者フォーマット | 診療報酬受患者(電子カルト) |
| HIS009 内閣機体連携フォーマット及び連携規則 | 内閣機体連携フォーマット可換型技術規則およびその連携規則 |
| HIS10 症状データフォーマット | 医療医療情報一医療連携フォーマット規格(HIS001)基、医療連携規則 |
| HIS11 症状データフォーマット | 医療におけるアドミンデータと連携(HIS001(更替)) |
| HIS12 検査検査フォーマット | JHIS検査検査データ(検査規則) |
| HIS13 症状料品名マスター | 症状料品名マスター |
| HIS14 住院検査日マスター | 住院検査日マスター |
| HIS16 住創規マーカーフォーマット | JHIS住創規アタッチ規則 |
| HIS017 住創規マーカー規則 | 45. RSPACI.モダリティ(電子カルト)会計.算定規則規則規則.規制(JHIS001) |

【別紙3】(医療情報化TF報告書 (H24.6) より)

II ハブ機能を構成する具体的な機能の分類

経済産業省平成22年医療費等情報化共通基盤規格委員会報告書に記載されている、得谷全国規格で医療機関等を安全にかつ効率的に利用できる可能となる基盤システムにおける「基盤機能」を参考にハブ機能における基盤機能の統合を行な。本作業専用ではハブ機能の基盤機能を個人ID管理、情報共有管理、利用者・施設管理、利用者認証、通知連絡、アクセス制御、ログ管理、電子署名、密証認証と整理した。

標準 **基準**

- (1)個人ID
各者の相手方、属性等を含むの取扱
医療情報をその所在情報から引き出す
- (2)利用者
利用者に登録する情報を登録管理する
- (3)利用者
IDカード等による利用者認証
- (4)ログ
利用者識字子、情報へのアクセス制御
- (5)ログ
ログ管理、異常回数
- (6)通知
情報に對応、医療情報を利用者に送信する機能
- (7)電子署名
電子署名機能
- (8)密証認証
専用で承認の西田院等であるとの認証機能

【別紙3】(医療情報化TF報告書 (H24.6) より)

II ハブ機能の必要機能要素と標準規格の詳細

ハブ機能の基礎規格について必要機能要素を以下のように整理を行った。実際に地域連携ネットワークを構成するにあたっては、下記の機能を参考して構成することを有効であると考えられる。各地域連携ネットワークの特性に応じて機能を実現する必要があります。地域連携ネットワークに必要なものを各自の機能についても検討を行うことが必要である。

| 機能 | 標準規格 |
|--------------------|------------------------------------------------------------|
| (1)個人ID (必要な機能) | 育児の相手方と本人、被扶養の相手方と本人の登録 個人IDカードによる利用者登録 |
| (2)情報共有管理 | ソリューションパートナー連携システム上で、ナレッジとともにデータの流通、ナレッジの登録、マスター、インフラースの連携 |
| (3)利用者登録 | 利用者登録のための登録機能 個人ID登録機能 |
| (4)利用者認証 | IDカードによる認証機能 |
| (5)アクセス制御 | アクセス制御を行うための認証機能 ナレッジへのアクセス制御 |
| (6)ログ管理 | ログ登録機能 不正行為の監視機能 |
| (7)通知機能 | 通知機能 受取確認機能 |
| (8)電子署名 | 電子署名機能 |
| (9)密証認証 | 専用で承認の西田院等であるとの認証機能 |

【別紙3】(医療情報化TF報告書 (H24.6) より)

II 二次医療圏レベルのネットワークに配置すべき機能

此該小節は既往での地域連携ネットワークにおいておおむねかかるネットワークのうちを記述。既往の連携規格等では、ソリューションパートナーのない医療機関が参加する場合があるが加えてハブ機能としてどこまでできるかなどと併せて記述する。次に、運営主体の異なる二つの医療圏レベルのネットワークの構成について、各医療圏レベルのネットワーク内に設置することが必要である。

| 規格 | 内容 |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 二次医療圏レベルを越えた 地域連携ネットワーク | 内閣省認証 HPHに登録すること等による内閣省認証の運営 内閣省認証の運営 |
| セキュリティの運営から各二次医療圏レベルのネットワークに配置することが主な運営 | 内閣省認証の運営から各二次医療圏レベルのネットワークに配置することが主な運営 内閣省認証の運営 |

【別紙3】(医療情報化TF報告書 (H24.6) より)

II ハブ機能の必要機能要素と標準規格の詳細

ハブ機能の基礎規格について必要機能要素を以下のように整理を行った。実際に地域連携ネットワークを構成するにあたっては、下記の機能を参考して構成することを有効であると考えられる。各地域連携ネットワークの特性に応じて機能を実現する必要があります。地域連携ネットワークに必要なものを各自の機能についても検討を行うことが必要である。

| 機能 | 標準規格 |
|--------------------|------------------------------------------------------------|
| (1)個人ID (必要な機能) | 育児の相手方と本人、被扶養の相手方と本人の登録 個人IDカードによる利用者登録 |
| (2)情報共有管理 | ソリューションパートナー連携システム上で、ナレッジとともにデータの流通、ナレッジの登録、マスター、インフラースの連携 |
| (3)利用者登録 | 利用者登録のための登録機能 個人ID登録機能 |
| (4)利用者認証 | IDカードによる認証機能 |
| (5)アクセス制御 | アクセス制御を行うための認証機能 ナレッジへのアクセス制御 |
| (6)ログ管理 | ログ登録機能 不正行為の監視機能 |
| (7)通知機能 | 通知機能 受取確認機能 |
| (8)電子署名 | 電子署名機能 |
| (9)密証認証 | 専用で承認の西田院等であるとの認証機能 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| <p>【図版3】（首府機能化行政監査書）(G4.6)より</p> <p>コピー（フレーム内部） 背景色・監視証跡（隠蔽の強度） F2</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px;">規制</td> <td style="width: 65%;">規制者認定・監視対象について、これまでに実施された販売事業等において抽出された部屋を隠蔽すると以下のようになります。</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="vertical-align: top; width: 30px;"> 組織 規制 例題 規制 規制 規制 規制 規制 </td> <td> 規制者は規制範囲内のものを監視する権限を持つ。規制者は、規制範囲内に販売業者を隠蔽する結果の開拓と競争に及ぼす影響があると判断する場合。 </td> </tr> <tr> <td> 規制は、規制範囲内における規制範囲の外の販売業者との競争に及ぼす影響があると判断する場合。 </td> </tr> <tr> <td> 規制者は、規制範団の外における規制範団の外の販売業者との競争に及ぼす影響があると判断する場合。 </td> </tr> <tr> <td> 規制者は、規制範団の外における規制範団の外の販売業者との競争に及ぼす影響があると判断する場合。 </td> </tr> <tr> <td> 規制は、規制範団の外における規制範団の外の販売業者との競争に及ぼす影響があると判断する場合。 </td> </tr> <tr> <td> 規制は、規制範団の外における規制範団の外の販売業者との競争に及ぼす影響があると判断する場合。 </td> </tr> </table> | 規制 | 規制者認定・監視対象について、これまでに実施された販売事業等において抽出された部屋を隠蔽すると以下のようになります。 | 組織 規制 例題 規制 規制 規制 規制 規制 | 規制者は規制範囲内のものを監視する権限を持つ。規制者は、規制範囲内に販売業者を隠蔽する結果の開拓と競争に及ぼす影響があると判断する場合。 | 規制は、規制範囲内における規制範囲の外の販売業者との競争に及ぼす影響があると判断する場合。 | 規制者は、規制範団の外における規制範団の外の販売業者との競争に及ぼす影響があると判断する場合。 | 規制者は、規制範団の外における規制範団の外の販売業者との競争に及ぼす影響があると判断する場合。 | 規制は、規制範団の外における規制範団の外の販売業者との競争に及ぼす影響があると判断する場合。 | 規制は、規制範団の外における規制範団の外の販売業者との競争に及ぼす影響があると判断する場合。 | <p>【図版3】（首府機能化行政監査書）(G4.6)より</p> <p>③ 地域連携ネットワーク戦士の連携における留意すべき課題</p> <p>運営主体が異なる地域連携ネットワーク戦士の連携を検討する際に留意すべき基本的な課題として、マスク法適用可能なネットワーク戦士間でのマスク法付けや標準フォーマットへの反映、参画割合との連携、ネットワークの連絡が考えられる。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; vertical-align: top;">情報収集</td> <td style="width: 80%;">ロードマップで運用している地域連携ネットワーク戦士は、データの収集者が複数あることや文書化されたものと一元化されたものとの選択を含め、標準フォーマットへの対応を行なう。什器と標準規格によって選択できるようなければならない。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top; width: 20px;"> 情報収集 標準化 参画割合 連携 </td> <td> 標準化されたものと二元化されたものとの選択 </td> </tr> <tr> <td> 参画割合によっては、各組織の監査官が同一の組織連携標準を用いて監査を行う場合、監査基準が二元化されてしまうことになります。そのため、各組織の監査官が同一の標準規格によって監査を行なうことが望ましい。 </td> </tr> <tr> <td> ネットワークが複数ある場合、各組織の監査官が同一の標準規格を用いて監査を行う場合、監査基準が二元化されてしまうことになります。そのため、各組織の監査官が同一の標準規格によって監査を行なうことが望ましい。 </td> </tr> <tr> <td> 参画割合によっては、各組織の監査官が同一の組織連携標準を用いて監査を行う場合、監査基準が二元化されてしまうことになります。そのため、各組織の監査官が同一の標準規格によって監査を行なうことが望ましい。 </td> </tr> </table> | 情報収集 | ロードマップで運用している地域連携ネットワーク戦士は、データの収集者が複数あることや文書化されたものと一元化されたものとの選択を含め、標準フォーマットへの対応を行なう。什器と標準規格によって選択できるようなければならない。 | 情報収集 標準化 参画割合 連携 | 標準化されたものと二元化されたものとの選択 | 参画割合によっては、各組織の監査官が同一の組織連携標準を用いて監査を行う場合、監査基準が二元化されてしまうことになります。そのため、各組織の監査官が同一の標準規格によって監査を行なうことが望ましい。 | ネットワークが複数ある場合、各組織の監査官が同一の標準規格を用いて監査を行う場合、監査基準が二元化されてしまうことになります。そのため、各組織の監査官が同一の標準規格によって監査を行なうことが望ましい。 | 参画割合によっては、各組織の監査官が同一の組織連携標準を用いて監査を行う場合、監査基準が二元化されてしまうことになります。そのため、各組織の監査官が同一の標準規格によって監査を行なうことが望ましい。 | | |
| 規制 | 規制者認定・監視対象について、これまでに実施された販売事業等において抽出された部屋を隠蔽すると以下のようになります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 組織 規制 例題 規制 規制 規制 規制 規制 | 規制者は規制範囲内のものを監視する権限を持つ。規制者は、規制範囲内に販売業者を隠蔽する結果の開拓と競争に及ぼす影響があると判断する場合。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 規制は、規制範囲内における規制範囲の外の販売業者との競争に及ぼす影響があると判断する場合。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 規制者は、規制範団の外における規制範団の外の販売業者との競争に及ぼす影響があると判断する場合。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 規制者は、規制範団の外における規制範団の外の販売業者との競争に及ぼす影響があると判断する場合。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 規制は、規制範団の外における規制範団の外の販売業者との競争に及ぼす影響があると判断する場合。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 規制は、規制範団の外における規制範団の外の販売業者との競争に及ぼす影響があると判断する場合。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 情報収集 | ロードマップで運用している地域連携ネットワーク戦士は、データの収集者が複数あることや文書化されたものと一元化されたものとの選択を含め、標準フォーマットへの対応を行なう。什器と標準規格によって選択できるようなければならない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 情報収集 標準化 参画割合 連携 | 標準化されたものと二元化されたものとの選択 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 参画割合によっては、各組織の監査官が同一の組織連携標準を用いて監査を行う場合、監査基準が二元化されてしまうことになります。そのため、各組織の監査官が同一の標準規格によって監査を行なうことが望ましい。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ネットワークが複数ある場合、各組織の監査官が同一の標準規格を用いて監査を行う場合、監査基準が二元化されてしまうことになります。そのため、各組織の監査官が同一の標準規格によって監査を行なうことが望ましい。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 参画割合によっては、各組織の監査官が同一の組織連携標準を用いて監査を行う場合、監査基準が二元化されてしまうことになります。そのため、各組織の監査官が同一の標準規格によって監査を行なうことが望ましい。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【図版3】（首府機能化行政監査書）(G4.6)より</p> <p>標準化等優先的に対策が必要な理由</p> <p>ハブ戦略のうち、標準化等優先的に対策が必要と与えられた組合とその条件の範囲を付し、以下のとおりとしたものを行なった。</p> <p>標準化等優先的に対策が必要な理由</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px;">規制</td> <td style="width: 65%;">規制は組織運営上の問題として標準化等優先的対策を行なった。</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="vertical-align: top; width: 30px;"> 規制 規制 規制 規制 規制 規制 </td> <td> 「規制は組織運営上の問題として標準化等優先的対策を行なった」 </td> </tr> <tr> <td> 「規制は組織運営上の問題として標準化等優先的対策を行なった」 </td> </tr> </table> | 規制 | 規制は組織運営上の問題として標準化等優先的対策を行なった。 | 規制 規制 規制 規制 規制 規制 | 「規制は組織運営上の問題として標準化等優先的対策を行なった」 | 「規制は組織運営上の問題として標準化等優先的対策を行なった」 | 「規制は組織運営上の問題として標準化等優先的対策を行なった」 | 「規制は組織運営上の問題として標準化等優先的対策を行なった」 | 「規制は組織運営上の問題として標準化等優先的対策を行なった」 | 「規制は組織運営上の問題として標準化等優先的対策を行なった」 | <p>【図版3】（首府機能化行政監査書）(G4.6)より</p> <p>標準化等優先的対策が必要な理由</p> <p>ハブ戦略のうち、標準化等優先的に対策が必要と与えられた組合とその条件の範囲を付し、以下のとおりとしたものを行なった。</p> <p>標準化等優先的に対策が必要な理由</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px;">規制</td> <td style="width: 65%;">規制は組織運営上の問題として標準化等優先的対策を行なった。</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="vertical-align: top; width: 30px;"> 規制 規制 規制 規制 規制 規制 </td> <td> 「規制は組織運営上の問題として標準化等優先的対策を行なった」 </td> </tr> <tr> <td> 「規制は組織運営上の問題として標準化等優先的対策を行なった」 </td> </tr> </table> | 規制 | 規制は組織運営上の問題として標準化等優先的対策を行なった。 | 規制 規制 規制 規制 規制 規制 | 「規制は組織運営上の問題として標準化等優先的対策を行なった」 | 「規制は組織運営上の問題として標準化等優先的対策を行なった」 | 「規制は組織運営上の問題として標準化等優先的対策を行なった」 | 「規制は組織運営上の問題として標準化等優先的対策を行なった」 | 「規制は組織運営上の問題として標準化等優先的対策を行なった」 | 「規制は組織運営上の問題として標準化等優先的対策を行なった」 |
| 規制 | 規制は組織運営上の問題として標準化等優先的対策を行なった。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 規制 規制 規制 規制 規制 規制 | 「規制は組織運営上の問題として標準化等優先的対策を行なった」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 「規制は組織運営上の問題として標準化等優先的対策を行なった」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 「規制は組織運営上の問題として標準化等優先的対策を行なった」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 「規制は組織運営上の問題として標準化等優先的対策を行なった」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 「規制は組織運営上の問題として標準化等優先的対策を行なった」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 「規制は組織運営上の問題として標準化等優先的対策を行なった」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 規制 | 規制は組織運営上の問題として標準化等優先的対策を行なった。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 規制 規制 規制 規制 規制 規制 | 「規制は組織運営上の問題として標準化等優先的対策を行なった」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 「規制は組織運営上の問題として標準化等優先的対策を行なった」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 「規制は組織運営上の問題として標準化等優先的対策を行なった」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 「規制は組織運営上の問題として標準化等優先的対策を行なった」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 「規制は組織運営上の問題として標準化等優先的対策を行なった」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 「規制は組織運営上の問題として標準化等優先的対策を行なった」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【図版3】（首府機能化行政監査書）(G4.6)より</p> <p>バックアップ活用の検討の観点</p> <p>本作業項目においては、人材確保や業務負担の軽減などを目的として人材配置(各自の勤務登録)、料理を管理、料理者登録、税金算定等につき各自が操作できることと、従業員登録と名づけられており、各会員に標準化しておるところである。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px;">規制</td> <td style="width: 65%;">規制は標準化等による効率化をしており、各会員に標準化しておるところである。</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="vertical-align: top; width: 30px;"> 規制 規制 規制 規制 規制 規制 </td> <td> 規制は標準化等による効率化をしており、各会員に標準化しておるところである。 </td> </tr> <tr> <td> 規制は標準化等による効率化をしており、各会員に標準化しておるところである。 </td> </tr> </table> | 規制 | 規制は標準化等による効率化をしており、各会員に標準化しておるところである。 | 規制 規制 規制 規制 規制 規制 | 規制は標準化等による効率化をしており、各会員に標準化しておるところである。 | 規制は標準化等による効率化をしており、各会員に標準化しておるところである。 | 規制は標準化等による効率化をしており、各会員に標準化しておるところである。 | 規制は標準化等による効率化をしており、各会員に標準化しておるところである。 | 規制は標準化等による効率化をしており、各会員に標準化しておるところである。 | 規制は標準化等による効率化をしており、各会員に標準化しておるところである。 | <p>【図版3】（首府機能化行政監査書）(G4.6)より</p> <p>バックアップ活用の検討の観点</p> <p>バックアップ活用の際は標準化等による効率化によってバックアップの操作が簡単に行なえることから、規制は標準化等による効率化をしており、各会員に標準化しておるところである。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px;">規制</td> <td style="width: 65%;">規制は標準化等による効率化をしており、各会員に標準化しておるところである。</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="vertical-align: top; width: 30px;"> 規制 規制 規制 規制 規制 規制 </td> <td> 規制は標準化等による効率化をしており、各会員に標準化しておるところである。 </td> </tr> <tr> <td> 規制は標準化等による効率化をしており、各会員に標準化しておるところである。 </td> </tr> </table> | 規制 | 規制は標準化等による効率化をしており、各会員に標準化しておるところである。 | 規制 規制 規制 規制 規制 規制 | 規制は標準化等による効率化をしており、各会員に標準化しておるところである。 | 規制は標準化等による効率化をしており、各会員に標準化しておるところである。 | 規制は標準化等による効率化をしており、各会員に標準化しておるところである。 | 規制は標準化等による効率化をしており、各会員に標準化しておるところである。 | 規制は標準化等による効率化をしており、各会員に標準化しておるところである。 | 規制は標準化等による効率化をしており、各会員に標準化しておるところである。 |
| 規制 | 規制は標準化等による効率化をしており、各会員に標準化しておるところである。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 規制 規制 規制 規制 規制 規制 | 規制は標準化等による効率化をしており、各会員に標準化しておるところである。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 規制は標準化等による効率化をしており、各会員に標準化しておるところである。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 規制は標準化等による効率化をしており、各会員に標準化しておるところである。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 規制は標準化等による効率化をしており、各会員に標準化しておるところである。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 規制は標準化等による効率化をしており、各会員に標準化しておるところである。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 規制は標準化等による効率化をしており、各会員に標準化しておるところである。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 規制 | 規制は標準化等による効率化をしており、各会員に標準化しておるところである。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 規制 規制 規制 規制 規制 規制 | 規制は標準化等による効率化をしており、各会員に標準化しておるところである。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 規制は標準化等による効率化をしており、各会員に標準化しておるところである。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 規制は標準化等による効率化をしており、各会員に標準化しておるところである。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 規制は標準化等による効率化をしており、各会員に標準化しておるところである。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 規制は標準化等による効率化をしており、各会員に標準化しておるところである。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 規制は標準化等による効率化をしており、各会員に標準化しておるところである。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

【前稿4】(医療イノベーション会議(2014.6.8) - 部類賞受賞)

医療イノベーションを支えるICT

四〇 - (ホーム内部)

E2

このページでは、医療イノベーションを支えるICTの実現に向けた取り組みや、ICTによる医療の質向上・利便化の取り組みについて紹介します。

■ 具体的な二点、

- ①医療IT(インフラの整備)による個人化に合わせた高い医療サービスの実現(個別化医療)、
- ②院内の活用・モニタリングによる医療サービス・医薬の高度化の実現による高齢化社会の問題解決、新事業・新産業創出、グローバル展開の実現

【医療の主なICT開拓指針】

- ① 医療情報基盤(EHR)の機能の構築・良きスマッシュ・ストップの実現(効率化)
- ② 「電子カルテ」、「スマートフォン」などの機器等に向け、社内の医療情報を、専門・各種施設等が保有する患者・医療機関情報等を、安全かつ円滑に連携・共有し、大財團からハイオーバーと連携する医療情報連携システム(「EHR」)の構築・監査を実現。(令和3年度以降も引き継ぎ実現)
- ③ 病院経営・社会貢献を実現した医療ICTの活用化
- 病院経営社会貢献を実現した医療ICTの活用化
- ④ 「ICTアドワーカー」の育成・採用

【医療イノベーション会議(2014.6.8) - 部類賞受賞】

医療イノベーションを支えるICTの実現

四一 - 東日本大震災からの復興の着実な推進

4. ICTを活用した創始的復興支援

■ 医療基盤強化による復興街づくりへの貢献

- ・震災に向けて、周辺令ニネルギー費用削減に配慮した新たな街づくりを行なう地図は、震災後・地域生活に必要な不可欠なICT基盤の整備を支援。※参考資料
- 【ナレ】医療施設整備担当部長 49部門
(内閣府・厚生労働省)

■ 被災地における医療情報連携基盤の整備支援

- ・東北アメティカル・スマートセンター計画に向け、ICTを活用した医療における医療情報連携基盤の整備を支援し、切れ目ない医療提供体制の実現を促進
- 【ナレ】医療施設整備担当部長 49部門(2024年度・45部門)の内閣府・厚生労働省

■ 被災地での震災記録デジタル化の推進

- ・被災の即時・被災者教育・員警対応等に活用するとともに教訓代へ継承していくため、被災地行動に適応するデジタルツールの導入を支援。※参考資料
- 【ナレ】医療施設整備担当部長 49部門(2024年度・45部門)の内閣府・厚生労働省

【前稿4】(医療イノベーション会議(2014.6.8) - 部類賞受賞)

医療イノベーションを支えるICTの実現

四二 - 東日本大震災からの復興の着実な推進

■ 東日本大震災からの復興の着実な推進

四三 - 東日本大震災からの復興の着実な推進

■ ICTによる地域のきずなの再生・強化

- ・被災地でなくされた住民と被災地地域とのつながりを強化するため、被災地復興や行政運営等を実現するため必要な情報連携の構築や支援
- 【ナレ】被災地復興担当部長 49部門
(内閣府・厚生労働省)

■ 防災情報連携基盤の整備

- ・被災時に全ての住民が情報を入手できるよう、防災情報連携一元化を実現・共有機能や多拠点アダプタを多機能とした情報連携を実現する防災情報連携基盤の地方公署地区に上る整備を支援
- 【ナレ】被災地復興担当部長 49部門
(内閣府・厚生労働省)

【前稿4】(医療イノベーション会議(2014.6.8) - 部類賞受賞)

日本再生に向けたICT総合戦略(Active Japan[®]戦略)の推進

四四 - 日本再生に向けたICT総合戦略(Active Japan[®]戦略)の推進

■ ICTを活用したアクティブライフの実現

- ・経済社会に課題解決に寄与するため、医療情報連携基盤(「EHR」)を東西に広げて「安心・医療・介護」等の確立・普及を図る
- 【ナレ】医療情報連携担当部長 49部門

・「ICTによるアクティブライフ・イノベーションへの貢献」として、被災地の復興と併せて、 reintroduction、再活性化計画(リトライカーネン)を進めて医療・医療介護機関との連携等、医療者、被災者の社会参加のための各種支援等を実行

【ナレ】医療情報連携担当部長 49部門

・教育分野における子供の情報活用を促進するため、教育機関における実験研究を行うとともに教育分野の活性化ためのガイドライン取りまとめを実施

【ナレ】教育・スポーツ・文化振興担当部長 49部門

・高齢者から被災地の復興に立ちむかう医療的人材養成に対し、「震災教育システム」を効率的に活用するとともに、医学分野の活用に向けた試験を推進すること等により、我が国の今後の人才培养の強化に資する

【ナレ】医療情報連携担当部長 49部門

【前稿4】(厚生労働省審査)

日本再生戦略の実現に向けた主な取組み

■ ライフの安心・豊かさを実現する取組み

【実現する社会】

・安心・スマート社会を実現する取組み

- 王道の医療情報連携
- 地域医療連携
- 健康・福祉連携
- 防災・防犯連携
- 環境・エネルギー連携

・地域連携をより強化する取組み

- 市町村連携を強化する取組み
- 県道連携を強化する取組み
- 地域連携をより効率化する取組み

・防災・防犯連携を強化する取組み

- 県道連携を強化する取組み
- 地域連携をより効率化する取組み

・安心・スマート社会を実現する取組み

- 地域連携をより効率化する取組み
- 防災・防犯連携
- 環境・エネルギー連携
- 健康・福祉連携
- 県道連携を強化する取組み
- 地域連携をより効率化する取組み

・医療・介護連携

- 地域連携をより効率化する取組み
- 防災・防犯連携
- 環境・エネルギー連携
- 健康・福祉連携
- 県道連携を強化する取組み
- 地域連携をより効率化する取組み

【別紙4】(厚別相)毎年度预算概要より

| 平成25年度预算案の特別重点需求・重点要成績一覧 | | |
|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 事項 | 事業内容等 | 予算額 単位:円 |
| 特別重点項目(ターゲット) | | |
| 自殺未イバーンジョン(本年始動 小年始動 | <p>選用用バーンジョンを実現するためのバーンジョンを第一に取り、現状からアセスメントを経て問題を明確化し、問題解決策を立案する。問題解決策の立案後は、問題解決策の実施計画を立て、実施計画を実行する。実施計画の実行後は、評価・検証を行う。評価・検証結果に基づいて、次回の問題解決策の立案を行う。</p> <p>実施計画の実行は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> <p>実施計画の実行は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> <p>実施計画の実行は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> <p>実施計画の実行は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> <p>実施計画の実行は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> <p>実施計画の実行は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> <p>実施計画の実行は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> <p>実施計画の実行は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> <p>実施計画の実行は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> | 415 |
| 区域団結協働の実現推進推進 | <p>「区划内連携協定」による連携協定を締結したまちづくりを進める。また、連携協定による連携協定を締結していないまちづくりも進めることにより、連携協定を締結しているまちづくりとの連携を図る。</p> <p>連携協定の実現は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> <p>連携協定の実現は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> <p>連携協定の実現は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> <p>連携協定の実現は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> <p>連携協定の実現は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> <p>連携協定の実現は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> <p>連携協定の実現は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> <p>連携協定の実現は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> | 308 |

【別紙4】(厚別相)毎年度预算概要より

| 事項 | 事業内容等 | 予算額 単位:円 |
|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 区域連携推進等の重点協議会議事務局 | 「厚別相連携協定」による連携協定を締結したまちづくりを進める。また、連携協定を締結していないまちづくりとの連携を図る。 | 15 |
| まちづくり推進の実現推進推進 | <p>「区划内連携協定」による連携協定を締結したまちづくりを進める。また、連携協定を締結していないまちづくりとの連携を図る。</p> <p>連携協定の実現は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> <p>連携協定の実現は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> <p>連携協定の実現は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> <p>連携協定の実現は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> <p>連携協定の実現は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> <p>連携協定の実現は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> <p>連携協定の実現は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> <p>連携協定の実現は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> | 113 |
| 【重点協議会】 | | |
| 自殺未イバーンジョン・社会福祉 部会の実現推進(厚別相 会議の上「自殺未」)の係 り「厚別相連携協定」実現推進 会議 | <p>「厚別相連携協定」による連携協定を締結したまちづくりを進める。また、連携協定を締結していないまちづくりとの連携を図る。</p> <p>連携協定の実現は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> <p>連携協定の実現は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> <p>連携協定の実現は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> <p>連携協定の実現は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> <p>連携協定の実現は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> <p>連携協定の実現は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> <p>連携協定の実現は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> | 112 |

33

【別紙5】(厚別相)本年度预算概要より

| 事項 | 事業内容等 | 予算額 単位:円 |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 区域連携推進会議実現のための連携会議の実現 | 各組織が自らの課題を明確化するための連携会議を実現する。また、連携会議を実現するための連携会議を実現する。 | 12 |
| 自殺未・安全で豊かなまちの実現 | <p>「自殺未・安全で豊かなまちの実現」連携会議の実現のための連携会議を実現する。</p> <p>連携会議の実現は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> <p>連携会議の実現は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> <p>連携会議の実現は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> <p>連携会議の実現は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> <p>連携会議の実現は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> <p>連携会議の実現は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> | 163 |
| 生活実現会議の実現のための連携会議の実現 | <p>「生活実現会議の実現」連携会議の実現のための連携会議を実現する。</p> <p>連携会議の実現は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> <p>連携会議の実現は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> <p>連携会議の実現は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> <p>連携会議の実現は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> <p>連携会議の実現は、主として、課題を明確化したうえで、問題解決策を立案する段階と並行して行う。</p> | 142 |
| 地域資源活用会議の実現 | 当該会議の実現のための連携会議を実現する。 | 14 |
| 生活実現会議の実現 | 「生活実現会議の実現」連携会議の実現のための連携会議を実現する。 | 142 |
| 地場産物販賣会議の実現 | 当該会議の実現のための連携会議を実現する。 | 14 |
| 安全で豊かなまちの実現に向けた連携会議の実現 | 当該会議の実現のための連携会議を実現する。 | 12 |
| 原発中和額合計 | | 1,032万円 |

37

【別紙5】(厚別相)本年度预算概要より

| 事項 | 事業内容等 | 予算額 単位:円 |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------------|-------------|
| 東日本大震災からの復興に向けた主な施策 | | |
| ① 長期復興計画・社会福祉 部会の実現 | | |
| ① 長期復興計画による被災者扶助 | 被災者の方々に付与しておられる被災者扶助金を定期的に月給料金として支給する。 | 843 46 |
| 本部会とマザーコーディネーター連絡会による被災者扶助金付与に関する取扱いの統一 | 被災者扶助金の取扱いに付与するマザーコーディネーター連絡会による被災者扶助金付与統一の実現 | 35 35 |
| ③ 皆勤地元のケア自賄津解約解約 | 被災地二箇所の皆勤地元マザーコーディネーターによる、被災地津解約解約の実現 | 14 35 |
| 本部会とマザーコーディネーター連絡会による被災者扶助金付与の見直し | 被災地二箇所の皆勤地元マザーコーディネーターによる、被災地津解約解約の実現 | 14 35 |
| ④ 個別化社会者の連絡会・介護・ 就労支援室の実現 | 被災地二箇所の皆勤地元マザーコーディネーターによる、被災地津解約解約の実現 | 343 46 |
| ⑤ 災害被災地の被災者扶助金付与統一化 | 被災地二箇所の皆勤地元マザーコーディネーターによる、被災地津解約解約の実現 | 225 35 |
| ⑥ 安全地帯の整備・介護施設・就労 支援室の実現 | 被災地二箇所の皆勤地元マザーコーディネーターによる、被災地津解約解約の実現 | 206 35 |
| ⑦ 公共施設の改修・整備 | 被災地二箇所の皆勤地元マザーコーディネーターによる、被災地津解約解約の実現 | 14 35 |
| 被災地の復興! | | |
| ① 被災地連携会議実現のための連携会議の実現 | 被災地二箇所の皆勤地元マザーコーディネーターによる、被災地津解約解約の実現 | 320 35 |
| ② 被災地中等教育に対する被災地の教育支援 | 被災地二箇所の皆勤地元マザーコーディネーターによる、被災地津解約解約の実現 | 12 35 |
| ③ 学習支援会議開催による支援 | 被災地二箇所の皆勤地元マザーコーディネーターによる、被災地津解約解約の実現 | 14 35 |

38

【別紙6】(厚別相)毎年度预算概要より

| 事項 | 事業内容等 | 予算額 単位:円 |
|------------------------|-----------------------------------------|-------------|
| (実現地図の組成などとの直結) | | |
| 木・自然地帯に向けた組合せ | 森林地帯による森林地帯を構成するための森林地帯と組合せを構成する。 | 12 |
| 木・自然地帯からの連携の構成 | | |
| 木・自然地帯の組合せ教育者の意識 | 自然地帯の教育者たちが各自の意見を提出する。特に自ら提出した意見は尊重される。 | 43 |
| 木・自然地帯への意見への組合せ | | |
| 木・自然地帯に向けた組合せセンターの実現 | 自然地帯に向けた組合せセンターの実現。 | 43 |
| 木・自然地帯の教育機関連携実現 | 木・自然地帯に向けた組合せセンターが運営するための教育機関連携実現。 | 15 |
| 木・自然地帯の実現 | 木・自然地帯に向けた組合せセンターが運営するための実現。 | 216 |

39

(参考) 東日本大震災負担特例会計合計 2,376万円

(内訳) (学生労働費計上分合計 659万円)

(宿泊費計上分合計 1,717万円)

F2

北²（フレーム内部）

岩手県版診療連携基盤の構築に向けて

岩手医科大学
総合情報センター
齊藤 雄司

背景

- 医療崩壊
- 医師不足、慢性的赤字経営
- 津波被害
- 危険な医療の提供
- 現場の医師負担を軽減
- 被災地病院と大学病院の連携
- 北上山地が障壁
- ICTを利用した遠隔専門医療の供給

Copyright © 2011 Iwate Medical University

三次補正予算①

文部科学省
平成23年度大卒にむけた地域雇用のための
センター助成金受取事業
災害時地域医療支援教育センター

実施内容（概要）：

- 遠隔医療システムを含む医療ネットワークの構築とそれを基盤とした被災地病院との空中飛行にわたる周辺的医療連携システムの構築と導入に対する検討
- 中長期的な医療連携システムを利用して通常の地域医療支援への有効性の評価と改良

Copyright © 2011 Iwate Medical University

三次補正予算②

厚生労働省地域医療再生基金（平成23年度臨時特例交付金）

岩手県医療の復興計画における具体的な施策：
ICTを利用した医療品質の診療連携の強化、地域における保健医療社連携の推進

目標：

本事業の目的は、地域的・時間的・地理的医療連携の強化を図ることによる、当面の大財政削減下において医療品質の維持・向上と医療機関間の連携強化による医療連携ネットワークの構築を図ることによる、企画的な医療情報共有システムの強化を図ること。

対象：

第三種医療連携ネットワークシステム「新医」の構築（県立病院・市町村・民間の診療機関等間にかかる医療診断やテレビカンファレンスなど）、遠隔地からの医療連携体制の強化など。

Copyright © 2011 Iwate Medical University

利用者の視点で

平時

- 専門医に自席の端末から患者紹介したい
- 専門医の意見を聞きたい
- 患者の経過を連続的に見たい
- いつでもどこでもデータが見たい（専門医）

有事

- 平時と同じように使いたい
- 被害があっても情報は消えない
- どんな状況でも最低限の情報は使える

Copyright © 2011 Iwate Medical University

遠隔医療と診療連携

被災地への巡回医療支援

- テレビ会議システム利用医療巡回隊
- 巡回病院の巡回医療、巡回巡回隊
- ここからのデータ送信装置

診療連携に必要な情報整理

- カルテ整理、データリング
- コンサルテーション
- 患者紹介、検査予約など

ICTを利用した診療連携

- 患者カルテ
- カルテ、データの共有

岩手医科大学
久慈、宮古、盛岡、大船渡

Copyright © 2011 Iwate Medical University

保健医療情報分野の構造指針について (厚生労働省規格)

（厚生労働省規格監修者：佐々木義和監修者：平成24年4月23日監修者：）

保健情報基盤における医療情報システムの整備・更新に際して、厚生労働省規格規格の実装は、情報が必要時に利用可能であることを確保する観点から有用であり、地域医療連携や医療安心に貢献するものである。また、医療情報基盤において医療情報システムの実装化や構成実装性を確保していく上で必須である。

このため、今後医療連携において実装する医療情報システムに、監修する医療連携を確実に実現するには、厚生労働省規格規格の実装を踏まえたものとする。

厚生労働省規格規格については現在のところ、医療情報等に対し、その実装を強制するものではないが、実装を推進の意願を十分考慮するすることを求めるものである。

Copyright © 2011 Iwate Medical University